

新規事業採択時評価結果一覧 (平成20年8月末時点)

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
天竜川ダム再編事業 中部地方整備局	790	1,692	【内訳】 被害防止便益:1,692億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:140戸 年平均浸水軽減面積: 23ha	744	2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年9月洪水では、全壊・流失13戸、半壊・床上浸水782戸、床下浸水806戸、浸水面積564haなどの甚大な被害が発生し、その後も、昭和43、44年と浸水被害が発生。 ・発電専用のダムである佐久間ダムは、堆砂が進行するとともに、土砂移動の連続性を遮断しており、ダム下流においては、河床低下や海岸侵食等の問題が顕在化している。 ・当事業は利水者と調整の上、利水専用既設ダムを有効に活用するため、河道整備等の代替案と比較し、治水効果を早期に発現できるとともに、河川の改変面積が少なく、環境に与える負荷も小さいことから優位である。 	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)

【ダム事業】
(補助事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
矢原川治水ダム建設事業 島根県	226	164	【内訳】 被害防止便益:164億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:6戸 年平均浸水軽減面積: 7.0ha	148	1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年7月の島根県西部を襲った梅雨前線豪雨では、三隅川流域で死者33名、重軽傷者19名、浸水家屋1,026戸、全半壊流出家屋1,054戸という記録的な被害に見舞われた。 ・当該事業の実施により、既存御部ダムと矢原川ダムにより三隅大橋地点において2,440m³/sの洪水流量を1,600m³/sまで調節する。 ・三隅川沿川の高齢化率(約32%)は高く、災害発生時には避難が容易ではない。被災後においては、高齢者は生活再建能力が低く、洪水が与える地元影響は大きい。 ・近年局地的集中豪雨による洪水が各地で発生しており、三隅川沿川の住民は昭和58年7月豪雨の再来を大変心配している状況であり、早期の矢原川ダム建設による治水対策を望んでおり、矢原川ダムの建設により、三隅川水系の上流ダム群が完成し、三隅川水系の治水対策を完結させる必要がある。 ・幹線道路は山口県から県東部へとつながる国道9号のみであり、三隅川を横断する国道9号の橋梁が被災すると、山口県と山陰間の日本海側の東西交通網が途絶え、社会的影響が大きい。 ・各種代替案(河道改修単独、トンネル放水路、既設ダム嵩上げ、遊水地)に比べ、経済性や社会的影響等で優位である。 	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)
木屋川ダム再開発事業 山口県	400	358	【内訳】 被害防止便益:299億円 流水の正常な機能の維持に関する便益:59億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:45戸 年平均浸水軽減面積: 86ha	271	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和34年7月の梅雨前線豪雨により家屋流出3戸、全半壊28戸、床上浸水416戸、床下浸水783戸の被害が発生。 ・平成11年6月の梅雨前線豪雨により床上浸水11戸、床下浸水38戸の被害発生。約3,700人に避難指示、約2,800人に避難勧告を発令。 ・また、浸水想定区域には災害時要援護者施設(病院、老人ホーム、保育所等)を含み、災害時要援護者対策が急務である。 ・現ダム完成後も床上浸水の被害が発生した洪水が8洪水を数える。また、平成6、14年などダム完成後も5回の取水制限を実施しており、これらの被害軽減のため、ダム嵩上げが必要である。 ・なおダム嵩上げは、河川改修だけで治水対策を実施する案など他の治水対策案と、社会的影響・自然環境への影響・経済性などの観点から比較検討し、決定している。 	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)

【砂防事業等】

(地すべり対策事業(直轄))

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
月山地区直轄地すべり 対策事業 東北地方整備局	246	436	<p>【内訳】 直接的被害軽減便益:65 億円 間接的被害軽減便益:371 億円 【主な根拠】 人家:38戸 (間接的被害:約11,000戸) 公共施設:公民館1施設 (間接的被害:市役所・学 校・病院・JR羽越本線等) 国道112号:2,500m</p>	246	1.8	<p>・月山地区では、過去に幾度も地すべり被害が発生しており、交通障害が生じている。 ・地すべりが発生し、天然ダムを形成した場合、決壊を防止するための対策には多額の費用を必要とする。また、天然ダムが決壊した場合には、月山ダム・寒河江ダムへの土砂流入によって水道・農業用水のための利水容量が減少するとともに、洪水調節容量の減少によって洪水時にはダム下流に氾濫が発生するおそれが生じる等間接的な被害が発生する。 ・地元の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・対策により地すべりを安定化することができれば、流域内の集落、道路等が保全されるとともに、天然ダムが発生するおそれが無くなり、地域の安全を確保することができる。 以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。</p>	本省河川局 砂防計画課 (課長 牧野裕至)

【海岸事業】

(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
西湘海岸直轄海岸 保全施設整備事業 関東地方整備局	351	2,739	<p>【内訳】 侵食防止便益:2,739億円 浸水防護便益:0.14億円 【主な根拠】 侵食防止面積:59ha 侵食防止戸数:555戸 浸水防護戸数:28戸</p>	254	10.8	<p>・西湘海岸は昭和40年代より侵食傾向が顕在化。 ・平成11年から現在まで最大で約30mの砂浜が侵食された。 ・また、砂浜の回復は、海水浴やビーチマラソンまたは地引網等の地域の観光資源として重要である。 ・このため、早期に砂浜を回復し、侵食による被害を未然に防ぐ必要がある。</p>	本省河川局海岸室 (室長 野田徹)